

株式会社エネルギー不動産 行動計画

(次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画)

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため2005年に施行された法律です。この法は、国、地方公共団体、企業、国民が担う責任を明らかにしたうえ、子の育成のための環境整備を2015年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組むこととされており、企業においては、企業規模ごとに段階的に法が適用されることとなっています。

この度当社においても、法の目的に資する目標を下記のとおり策定し、取り組んでいくこととしましたので、公表します。

記

1. 計画期間

平成23年4月1日～平成25年3月31日

2. 内容

(1) 目標

スーパー銭湯店舗(ほの湯楽々園)を「子ども110番の家※」として登録のうえ、緊急時の避難および一時保護の場としての役割を果たしながら、地域における子どもの健全育成の支援活動を行う

(2) 対策(スケジュール)

H23年 8月～11月	スーパー銭湯店舗での体制整備検討
H23年12月～H24年3月	スーパー銭湯店舗従業員への周知方法検討
H24年 4月～6月	「子ども110番」関係機関との調整 (楽々園小学校地区青少年健全育成連絡協議会)
H24年 7月～9月	従業員への説明会の実施、緊急時の対処方法確認・訓練
H24年 下期	「子ども110番」登録 (広島市教育委員会青少年育成部育成課)

以 上